

特記仕様書

第1章 総則

(適用)

第1条 この特記仕様書は、吉野ヶ里メガソーラー県有地内維持管理業務委託に適用する。

2 本業務は、設計図書等及び本特記仕様書によるほか佐賀県県土整備部、農林水産部及び地域交流部制定の「伐採業務等委託共通仕様書(案)及び伐採業務等委託管理基準(案)(最新版)」、「土木工事等共通仕様書(最新版)」、「公園緑地共通仕様書(最新版)」及び「土木工事施工管理の手引き(最新版)」により実施するものとする。

(業務目的)

第2条 吉野ヶ里メガソーラー県有地内における水路、調整池、緑地等の維持保全及び環境美化に資することを目的とする。

(業務量)

第3条 本委託の業務量は、別添設計書のとおりとする。ただし、気象条件や災害、事故などにより業務量や業務内容が大きく変動する可能性がある。また、設計書に記載していない業務が突発的に発生した場合には、設計変更して業務量に追加するものとする。

第2章 業務内容

(通則)

第4条 本特記仕様書に基づき、除草、伐竹及び樹木管理業務については、作業実施計画書を作成し、監督員の承諾を得て適時作業を実施するものとする。

なお、第6条の「水路・外柵・法面維持」については、設計書に業務量として一部しか記載していないが、その機能が損なわれ又は発揮できない事態が発生した場合には、業務として追加する可能性がある。その際は、監督員の指示に基づき作業を実施するものとする。

(除草、伐竹及び樹木管理)

第5条 除草、伐竹及び樹木管理の業務内容については、次のとおりとする。

- (1) 除草を行う時期・回数は、概ね6月～9月、11月～2月の年2回とする。
- (2) 状況に応じて伐竹を追加指示する可能性がある。
- (3) 病虫害防除、施肥、剪定の樹木管理については、次のとおりとする。

- ① 病虫害防除は年1回、施肥は年1回、剪定にあつては年1回(高木の概ね12分の1程度)とし、樹木の生育に最も適した時期に実施すること。
- ② 干ばつ時には灌水作業を指示する可能性がある。
- ③ 傾斜木や倒木、枯木を発見した場合は速やかに監督員に報告するものとし、真っ直ぐな状態に復旧することや枯木を撤去し植え替えを指示する可能性がある。

- (4) 除草及び樹木管理範囲については、別途図面に示したとおりとする。
- (5) 刈草等は塵芥処分場で焼却するものとし、伝票を必ず整理のうえ、管理書類に添付すること。

(水路・外柵・法面維持)

第6条 水路及び外柵、法面維持の業務内容については、次のとおりとする。

- (1) 水路維持は、調整池内の水路に流入した塵芥除去及び堆積した土砂の浚渫とする。
- (2) 外柵維持は、吉野ヶ里メガソーラー県有地内に張り巡らされた木製城柵又は鋼製フェンスの機能保全に必要な業務とする。
- (3) 法面維持は、吉野ヶ里メガソーラー県有地内に点在する土羽打ち法面の機能保全に必要な業務とする。
- (4) 水路及び外柵、法面維持の対象範囲については、別途図面で示すものとする。

(出来形管理)

第7条 出来形管理については、次のとおりとする。

- (1) 出来形管理は位置図及び展開図を作成し行うこと。
- (2) 位置図はゼンリン地図を基本とし、これにより難しい場合は、その他の地図でもよい。また、展開図と照らし合せられるよう、番号を振るなど工夫して作成すること。
- (3) 展開図を基に、数量計算書を作成すること。
- (4) 東西・南北道路歩道部植樹柵内の人力除草及び樹木管理については、作業日報でもって出来形管理を行うこと。

(写真管理)

第8条 写真管理については、次のとおりとする。

- (1) 着手前・完了後の写真を撮影すること。また、撮影箇所が特定できるよう目標物を加えるなど出来る限り工夫すること。
- (2) 交通誘導員を配置した場合には誘導中の写真を撮影すること。

(安全管理)

第9条 安全管理については、次のとおりとする。

- (1) 作業中は、安全巡視員（又は安全管理者）を配置し、作業現場における安全に関する巡視・点検・連絡調整など、作業現場内の安全管理を行わせて、安全確保に努めること。
- (2) 作業中に、事故・災害等が発生した際は、状況を速やかに把握した上で、委託者に報告し、その対応について指示を受け、二次災害の防止に努めること。
- (3) 道路利用者への障害を極力少なくするよう、予告看板・工事看板・安全施設の整備などに一段の工夫を加え、円滑な交通が確保されるよう万全を期すこと。また、上記趣旨を作業員一人一人まで周知徹底を図ること。
- (4) 道路部分の作業は、交通量が比較的少ない時間帯を選ぶよう心掛けること。
- (5) 交通安全上、作業に危険を及ぼす恐れがある箇所では、交通誘導員を配置し、日毎の誘導人員及び時間を整理しておくこと。

- (6) 刈草、切竹及び剪定枝葉（以下「刈草等」という。）は、風で飛んだりして交通に支障を及ぼしたり、水路に流れ込んだりしないよう注意すること。
- (7) 除草や伐竹時の飛石等による事故に注意し、第三者への被害を及ぼさないようにすること。
- (8) 病虫害防除時の薬剤散布は、風向きに注意し通行人や住家等への飛散防止に務めること。

（建設副産物処理）

第 10 条 本委託により発生する建設副産物については、「佐賀県建設副産物の取扱い方針（平成 23 年 4 月改正）」に基づき適正に処分するものとする。

（その他）

第 11 条 この仕様書に定めなき事項又は作業において疑義が生じた場合には、必要に応じ監督員と協議するものとする。